

令和4年8月3日

各 県 立 学 校 長 様

豊かな心と身体育成課長
教 職 員 課 長

新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者の特定について（通知）

このことについて、別紙のとおり県健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策担当課長から依頼がありました。

本県においては、新型コロナウイルス感染症の感染急拡大に伴い、保健所業務がひっ迫する状況になっており、積極的疫学調査の重点化を更に図るため、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校（別紙では「保育園、幼稚園」、「小学校」、「中学校以上の学校」の分類）での保健所による濃厚接触者の特定が行われません。

ついで、高等学校及び中学校において、令和3年8月27日付け豊かな心と身体育成課長通知「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について」に基づき実施されていた保健所業務への協力は、本通知日以降、不要となります。これに伴い、各学校で感染者が確認された場合は次のとおり対応してください。

【高等学校及び中学校での対応】

- 陽性者が発生した場合は、引き続き県教育委員会に報告すること。
- 必要な情報を収集し、接触者（注1）リストを作成するとともに、体調把握や適切な感染防止対策を引き続き実施すること。
- 感染防止対策として、必要に応じて接触者となった児童生徒等の出席停止措置及び教職員の在宅勤務を命ずること（注2）。

特別支援学校（別紙では「ハイリスク施設」の分類）においては、令和4年1月28日付け豊かな心と身体育成課長・教職員課長通知「積極的疫学調査の重点化に伴う学校における対応について」により、これまでと同様に対応してください。

なお、保健所から県立学校への感染防止対策に係る指導及び相談があった場合の必要な助言は、引き続き行われます。

（注1） 接触者の考え方

- ・感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等（感染者と同一の学級の児童生徒等）
- ・大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等（感染者と同一の部活動に所属する児童生徒等）
- ・感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者等（感染者と同一の寮で生活する児童生徒等）
- ・その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

令和3年8月27日付け豊かな心と身体育成課長通知「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」から抜粋

(注2) 接触者への対応

接触者となった児童生徒等及び教職員について、感染者と接触があったことのみを理由として、登校、通勤等を含む外出を制限するものではありません。

ただし、感染対策を行わずに感染者と会食などをした場合などは、児童生徒等について、学校保健安全法第19条に基づき、校長は出席を停止することができます。また、教職員については、令和2年4月3日付け教育長通知「新型コロナウイルス感染症対策に伴う在宅勤務の実施について」に基づいて、在宅勤務を命じてください。

なお、当面の間、出席停止及び在宅勤務の期間について、感染者と最後に接触した日の翌日から起算し5日程度として運用してください。

担当 健康教育係（幼児児童生徒に関すること）

電話 (082)513-5036（ダイヤルイン）

（担当者 三塩）

担当 県立学校人事係（教職員に関すること）

電話 (082)513-4922（ダイヤルイン）

（担当者 村上）



令和4年7月27日

教育委員会事務局学びの変革推進部
豊かな心と身体育成課長 様

健康福祉局
新型コロナウイルス感染症対策担当課長

新型コロナウイルス感染症患者の発生場所毎の
濃厚接触者の特定及び待機期間の見直しについて（依頼）

このことについては、令和4年3月16日（令和4年7月22日一部改正）付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡で示されており、現在、感染拡大している本県においては、次の表のとおり取り扱うこととしました。

特に、幼稚園、小学校及び中学校以上の学校（特別支援学校を除く。）について、保健所による濃厚接触者の特定を行わないこととしましたので、御留意ください。

また、令和4年7月22日から特定された濃厚接触者の待機期間は、最終暴露日から5日間（6日目解除）とし、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合、社会機能維持者か否かに関わらず、3日目から解除が可能となりました。

については、関係機関に周知してください。

なお、詳しくは、県ホームページに掲載しますので、御確認ください。

《見直し内容》

○：必要，△：自治体の判断による，×：不要

感染者の発生場所	保健所による所属先の調査（濃厚接触者の特定）		
	現在	国方針	今後の県の対応
・同一世帯内	○	○	○
・ハイリスク施設※1	○	○	○
・クラスター発生場所	○	○	○
・事業所	×	×	×
・保育園，幼稚園	○	△	指導及び相談応需 ^{※2}
・小学校	○ (学校がリストを提出)	△	指導及び相談応需 ^{※2} (リスト提出は廃止)
・中学校以上の学校	○ (学校がリストを提出)	×	指導及び相談応需 ^{※2} (リスト提出は廃止)

※1 医療機関，高齢者施設及び障害児者施設

※2 学校等において体調把握や適切な感染防止対策を引き続き実施するとともに、保健所において感染防止対策にかかる学校等への指導及び相談があった場合の必要な助言を引き続き行う。

《適用年月日》

令和4年7月27日

《県ホームページ》

学校等向け情報 (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hcdc/corona-school.html>)

担当 感染症事案対策グループ
電話 082-513-3068 (ダイヤル)
(担当者 行廣)